

横浜事件 再審裁判を 支援する会



▲第4次再審裁判を支援する集いで講演中の荒井信一先生（02年10月4日）

今また“横浜事件の時代”が…

17年目に入り、いっそうのご支援・ご協力を！

◆12月17日、裁判長と面談、真摯な取り組みを要請

No.46

2002. 12. 20

〔事務局〕

〒101-0064
東京都千代田区
猿樂町1-4-8
松村ビル401
TEL03-3291-8066
FAX03-3291-8066

▼さる10月4日、第4次再審裁判支援の集いを開きました（東京・岩波セミナールーム）。

はじめに弁護団の佐藤博史弁護士から今裁判の性格と意義について、つづいて荒井信一先生に「アジア太平洋戦争下の日本の対外政策・民族政策と細川論文」の題で講演していただきました。約50人が参加し、第4次再審の意味を確認しました。

▼横浜事件・再審裁判も一九八六

- ◆再審実現の取り組みも17年目を迎えました。引き続き「支援する会」会員としてご協力をお願いいたします。
- ◆会費は年間5000円（団体）、2000円（個人）です。

★同封の振替用紙で、最寄りの郵便局でお振り込みください。

（支援する会事務局）

年の第1次提訴以来すでに17年目に入りました。この間、状況は大きく変わり、国外では対イラク戦争、国内では有罪法制・メディア規制法と、ますます「横浜事件の時代」に逆行、再び「新たな戦前」を迎えつつあります。

前途は決して明るくはありません。それだけに横浜事件再審の取り組みは切実さと必要性を加えていると思います。今後ともご支援とご協力をお願いします。

▼12月17日、申立人と弁護団は横浜地裁へおもむき、裁判長と面談、速やかな取り組みを要請しました。

〈10月4日、支援の集いでの講演レジュメ〉

アジア太平洋戦争下の日本の対外政策・ 民族政策と細川論文

荒井信一

一「大東亜共栄圏」と民族自決

植民地主義と民族自決

第二次世界大戦―植民地帝国から福祉国家への転換を促進。アジア太平洋戦争の重要な争点は植民地主義の問題。とくに連合国が植民地主義克服の原理として提起した「民族自決」が、戦争の進行の中で重要な争点として発展。

A. 日本の戦争目的

自存自衛と「大東亜共栄圏」(松岡外相の造語、公式のスローガンの)の建設。戦争の呼称「大東亜戦争」。しかし反英米意識を強調し東南アジアのナショナリズムを取り込み、占領政策に協力させ資源を独占しようとする意図が見えみえ(注1)。独立はビルマ(43・8独立、しかし軍首脳は社共と反

展、人種差別撤廃、文化交流、資源開放が公表。大西洋憲章への対抗、戦後への視点、戦争目的の正当化。

当化。

〈戦争目的と植民地主義の矛盾〉

マーク・R・ピーティ(戦時中の日本の植民地帝国は)支配下の人々の民族的熱望のほんのかすかな光も厳しく鎮圧していた。それは植民地帝国の中でも最も権威主義的なものであったが、それにもかかわらず、反植民地解放の騒々しいイデオロギーを支持した。大東亜会議とインドネシア不招聘―「帝国領土」(注3)。

B. 連合国の戦争目的

大西洋憲章(一九四一年8月)第1項「無併合(領土の割大は求めない)」、第2項「人民の政体選択の自由」、第3項「自由に表明された関係人民の同意によらない領土の変更を認めないこと」など民族自決の原則、ウイルソンの「14ヶ条」の発展、被治者の同意(民族自決主義)をいっそう強調。

〈アジアへの適用〉

「カイロ宣言」(一九四三年11月7日公表、アメリカ、イギリス、中華民国)「三大同盟国は日本国の侵略を制止しかつこれを罰するため今次の戦争をなしつつなり。右同盟国は自国のためになんらの利得をも欲求するものにあらず。また領土拡張のなんらの念をも有するものにあらず」(外務省訳、ただし漢字表記等は改めた)。第1次世界大戦で日本が「奪取」「占領」した太平洋諸島の剥奪、満州、台湾および付属諸島の中国への返還、朝鮮の独立。戦争の終結点として日本の無条件降伏を要求。

〈戦争目的と植民地主義の矛盾〉

一九四一年9月、チャーチル英首相は、下院での質問に答え、インドとビルマを憲章の適用から除外。「解放されたヨーロッパに於ける宣言」(一九四五年2月、ヤルタ会談)との比較。大西洋憲章の第2項(すべての人民の政体選択の自由)、第3項(侵略国により強制的に奪われた主権と自治権の

ファシスト人民自由連盟結成、45・3蜂起)フィリピン(43・10形式的独立、ラウレル政府は無力)のみ、謀略的約束(注2)。また日本の指導権(覇権)を露骨に主張(日独伊三国軍事同盟による世界分割を前提)。
〈戦争目的の修正〉
戦争目的研究会(外務省、一九四三年)の批判「従来の指導的理念の極度に強調せられたる共栄圏思想は反省を要す」、「大東亜共栄圏」を戦争目的から外すと結論。
大東亜共同宣言(一九四三年、11月5日、大東亜会議。出席は中華民國、満州国、フィリピン、ビルマのみ、自由インド仮政府はオブザーバー。「大東亜共栄圏の建設」は姿を消し、新戦争目的として共存共栄の秩序の建設、自主独立・伝統の相互尊重、互惠的経済発



▲第4次再審裁判支援の集いで講演する荒井先生

回復)を直接引用。民族自決原則の適用においてヨーロッパとアジアとのダブルスタンダードがあったようにおもえる。「カイロ宣言」には大西洋憲章への言及なし。領土不拡大千島原則に反する列島の割譲 (takeover)、朝鮮の戦後処理 (in due course)の挿入による信託統治期間の長期化企図)等。

二 細川論文と民族政策

A. 論文「世界史の動向と日本」『改造』一九四二年八月号・九月号所収)の基本的性格

「抗戦力の観点から日本の『大東亜共栄圏』における民族政策について政策提言を行った論文」(荒井「鑑定書」(注4)。東亜諸民族の力量を抗戦力として結集するためには大胆な「革新」が必要であると説いた。

この革新は日本国内の革新

(例えば社会主義革命)でなく、むしろ未解放民族の民族自決と近代的進歩の促進など、植民地主義と植民地支配の革新をさす。

〈独ソ戦の開始(一九四二年六月二十日)と細川)

争点の認識——「世界動乱に当面する日本国民」『改造』一九四一

年八月号、独ソ戦開始直後の7月7日執筆)。ソ連早期崩壊論に対し、世界一流の工業国への成長をあげて反対、多民族国家としての脆弱性も否定。アジア諸民族に対しては、「この戦争中にさらに発展しつつある諸民族の独立運動は、支配列強の致命的なる重大問題となることは明らかである。関東列強が、10億に近いこれらアジア諸民族の民主主義的要求に対し、これをいかに解決するかが列強の世界政策の運命を決定するものである。その問題の解決は、もはや単なる武力手段の強弱如何の問題をはるかに越え、それら諸民族の民族的念願と自国の利害等が、調和さるべき政治的原則の如何にかかっている。」(14ページ)——大西洋憲章の予見。

〈ソ連の民族政策と抗戦力〉

ソ連論の中心は抗戦力の観点からのソ連の民族政策評価。民族融和の実現(民族自決と諸民族の平等が、従属諸民族の工業化と文化的発展により裏付けられたと見

る)を評価(疑いもなく過大評価であるが、ここでの問題としては民族政策と抗戦力の内在的関係を細川が指摘していることが重要)。また民族政策の「成功」が「文字を知らざる諸民族に文字を教え近代文明と文化とを教え来たこと」とすなわち近代化の成功に求められたことにも注意。革新の内容は、諸民族の民族自決と近代化——「細川は日本がアジア諸民族を組織化しその力を抗戦力として役立てるためには、日本の対アジア民族政策が合理的なものであり、其の近代的な改革と自立を促進するような性格のものであるべきことを示唆」(荒井鑑定書)。

B. 細川の史観

1. 工業中心の生産力史観、農業ないし農村問題への問題意識希薄。一九二九年世界恐慌の日本への打撃——細川論文「日本においては近隣に後進地域たる植民地半植民地を有することによって打撃は軽微であった」、コミンテルン



▲春日部弁護団長の挨拶



▲小野新一さん(左)と
小林佳一郎さん



▲申立人の齋藤信子さん

資料

「注1」南方占領地行政実施要領」
(一九四一年・11・20・大本営政府連絡会議決定)

「第一 方針 占領地に対しては差し当たり軍政を実施し治安の回復、重要国防資源の急速獲得及び作戦軍の自活確保に資す。

第二 要領 七国防資源取得と占領軍の現地自活のため民生に及ぼさざるをえざる重庄はこれを忍ばしめ宣撫上の要求は右目的に反せざる程度にとどむるものとす。

八(前略)原住土民にたいしては皇軍にする信依觀念を助長せしむる如く指導し其の独立運動は過早に誘発せしむることをさくするものとす」

(注2)「対米英蘭蔣戦争終末促進に関する腹案」(一九四一年11月14日、大本営政府連絡会議決定)「ビルマの独立を促進し、其の成果を利導して印度の独立を刺激す。比島の取り扱

いは差し当たり現政権を存続せしむることとし、戦争終末促進に資する如く考慮す」。

(注3)一九四三年1月、日本はビルマを独立させる方針を明らかにしたが、その検討過程でもビルマの独立が「我が勢力下にある爾他民族の独立運動を刺激する」ことに対する危惧(大本営政府連絡会議説明資料)や「独立の文字は朝鮮独立問題に適用」されるおそれがあるので止めたらどうか(海軍)などの意見が内部からも主張された。

一九四三年10月21日、国民会議派指導者、チャンドラ・ボースを首班とする自由インド仮政府樹立。その2日後、日本政府は同政府を承認。11月5日に開会した大東亜会議の席上、東条首相は日本海軍が占領していたインド洋上のアンダマン、ニコバル両島を、専有領土のない同政府に与える用意のあることを表明。それは外務省条約局の次のような国際法上の意見(6月11日)を入れた結果であった。

「政府の承認という以上は、領土と人民を主権の客体とする国家の存在を前提とし、『従って全然国家を有せざる政府に対し承認を与うる如きは法理上説明し得べからざる所』であり、もし政府の根拠なき政府を承認するならば、『諸亡命政権あるいは重慶に

おける朝鮮独立政府等の如き存在を理論上逆に根拠付くる如き結果ともなるべし』と指摘していた。そこで条約局は、ただちに自由インド仮政府を承認するよりも、『更に一步を進めて現在唯一の自由インド地域たる『アンダマン』諸島を不取敢その領土とせしめて聊かなりとも国家として、したがって政府としての体裁を具えしむるようすること策の得策たるものなり』と進言していた。ここで外務省が「重慶における朝鮮独立政府」を引き合いに出し日本が領土を持たないインド仮政府を認めれば、三・一運動の結果として上海(のち重慶)に樹立された「大韓臨時政府」をも亡命政権として正統化せざるをえなくなるとして、アンダマン割譲の根拠としたことはきわめて興味深い。以上引用は波多野澄雄『太平洋戦争とアジア外交』による。

(注4)細川論文についての確定判決の認定：「唯物史観の見地より社会の発展を説き社会主義社会の実現が現存社会制度の諸矛盾を解決し得る唯一の道にしてわが国策も亦唯物史観の示す世界史の動向を把握して其の方向に沿い樹立遂行せられるべきことを暗示師たる共産主義的啓蒙論文」。

(テーゼ「日本の情勢と日本共産党の任務」)「日本では社会的諸条件が)工業恐慌と農業危機との結合を導き、都市および農村において経済恐慌を未曾有に先鋭なものとしている」―細川論文とコミンテルンの認識の根本的乖離、この認識ではコミンテルン支部としての日本共産党の再建は不可能。

2. ヨーロッパ中心史観(略)。

3. マルクス主義の影響、生産関係の分析の欠如、農業、金融などの部門への視点の欠如、結果として生産力の構造的把握の欠如、など、とくに生産力と生産関係の矛盾は、生産と消費の矛盾に単純化、この矛盾の過剰生産恐慌の原因を求めるのは自由主義経済学説にもあり、史的唯物論に固有のもので

第四次再審請求の 今日的意義

佐藤博史（弁護士）

本年（二〇〇二年）3月15日に申立てた第四次請求の「理由」は、これまでの請求理由とは、かなり様相を異にしています。一言で言えば、横浜事件の冤罪事件としての性格をトータルに問うところにあります。

第一次請求は「拷問による自由に基づく有罪判決」、第二次請求は「細川論文を取り調べないままでの判決」を問題にし、第三次請



▲講演する佐藤弁護士

求は「失効した治安維持法による判決」を問題にしていますが、これに対して、今回は横浜事件の架空性を正面から裁判所に認めさせることをポイントにしています。

ご存じのように、横浜事件は、昭和17年7月5日の富山県泊町（現朝日町）での宴会を、共産党再建準備会だと当局が捏造したことを核としています。

細川嘉六さんが故郷・泊町の紋左旅館に、親しかった研究者、編集者を招いて懇親の宴会をやった。これが特高（特別高等警察）によって「泊会議」とでっちあげられたのです。私たち弁護士は、本年7月 申し立て人（小野兄妹）、弁護士、支援会事務局と共に、泊まり込みで現地を確認してきましたが、単なる宴会でした。

ところで、小野康人氏を有罪とした確定判決（昭和20年9月15日）の基となった予審終結決定（同年7月20日）は泊会議を犯罪事実として認定し、細川論文の『改造』掲載は、泊会議での決定の実行行為としています。

ところが、確定判決は、泊会議をすつぽり落として、論文掲載だけを犯罪事実とした。つまり裁判官自身が泊会議を虚構と認めたわけです。

そこで私たちは、大胆にも予審終結決定そのものが、確定判決の虚構を暴く新証拠であると主張しています。

また、確定判決は、細川論文を共産主義的啓蒙論文だと断定しました。しかし細川論文は当時の政府のアジア政策を批判しているが、その立場はいわば自由主義的であって、共産主義の論文とはとてもいえない。このことを証明する今井精一、荒井信一先生の鑑定書に加えて、波田野澄雄先生の鑑定書を新証拠として提出しました。

ところで、現在進行中の第三次請求は、45年8月15日のポツダム宣言受諾によって治安維持法は失効した、失効した法律による判決（同月30日）は無効である、というものです。そして京大の大石教授がこの主張を認める鑑定をしました。

これは画期的なように思えます

がしかし、裁判所はこの考え方に基づいて、横浜事件の事実から眼を背けた「再審開始」をする可能性否危険性があります。

しかし 私たちは、泊会議、細川論文、拷問による自白等、横浜事件の架空性を明らかにして、再審を実現させなくてはならず、第三次請求の考え方に従うわけにいきません。

最近、ミュージカル「異国の丘」を見ました。主人公は近衛文麿の子息。その近衛のブレインに尾崎秀実がいました。尾崎は、ゾルゲ事件で死刑にされた。そして横浜事件でもペンで戦争に抵抗した人々々が「犯罪者」とされたのです。が殺されたのです。

いま米国の新しい戦争が企てられ、日本も参戦する体制がつけられつつあります。ペンで戦争に抵抗する人が投獄される時代を再び招いてはなりません。横浜事は、戦争政策をペンで批判した者への有罪判決という意味では、司法の大きな過ちもあるのです。今の世に生きる法律家の責務として横浜事件が「真の解決」を待っている。と私は信じて疑いません。

奥野七郎氏について、「ご存じのことがあれば、お知らせください。」

細川論文前半掲載の「改造」昭和17年8月号に、奥野七郎「米英の搾取とヨーロッパ共栄圏」という論文が載せられています。

問題の泊宴会（昭和17年7月）の前、6月15日ごろ、細川さんは満鉄関係の研究者（平館利雄氏ら）や編集者たち（相川博氏ら）と共に、目黒茶寮でこの奥野氏の還暦祝いをやりました。特高は、祝宴を満鉄グループと相川さん中心の編集者グループとの合体↓党再建準備会結成（泊会議）のための会合と決めつけ、予審終結決定（細川・相川分）、判決（西沢富夫分）で「犯罪事実」に掲げられています。

この犯罪事実の虚構を明らかにすることは、泊会議の虚構、判決の架空性を証明することになります。そのため奥野七郎という人物

について知りたいのです。情報をお寄せいただければ幸甚です。現在わかっているのは、外務省乃至情報局嘱託で、マイン・キャンプの抄訳をしたことぐらいです（事務局・橋本）

カンパを寄せられた方々

△8月▽岩波労組△9月▽永田誠△10月▽上田誠吉 永田誠 水上人江 伊藤千里△11月▽永田誠

会員の皆さんより

○残念ですが夫渡辺等は永眠致しました。ご連絡が大変遅くなりまして申し訳ございません。ありがとうございました。

○いつも会報ありがとうございます。安江淳は死去致しましたので残念ですが中止していただきたいと存じます。会のご発展影ながらお祈り申し上げます。

※長い間ご支援頂きましてありがとうございます。お二人のご冥福をお祈り申し上げます。

事務局より

※今年も余すところあとわずかになってしまいました。横浜事件においても色々ありました。来年はこれらの事がよい結果をもたらせてくれることを願って止みません。この11月で支援する会は、17期目に入りました。どうか年会費の更新をお願い致します。

※10月の集会には小林佳一郎さんや、朝日新聞の記事を見て参加された方、昨年参加くださった方（会員以外）から、激励の言葉を頂きました。申立て人の小野新一さん、齋藤信子さんの挨拶がありました

※先月気賀すみさんからお電話を頂きました。とてもお元気そうで、お仕事に（大学は退職されています）、趣味にと充実した毎日を送られています。興味にと充実した毎日を送られています。また青山房子さんは、先に足の骨折で金属製の骨を接いだところの肉離れで、8月末から入院生活を余儀なくされていましたが、病院のほうで一人暮らしは無理だということで今月8日に有料ホームに移されました。骨折以来坐ることができなくなり椅子の生活ですが、お元気でいらっしやいます。

※去る10月17日、出版労連中央委員

会で横浜事件への支援の訴えをしました。そのときのチラシを同封しましたのでご覧ください。なお、出版労連ではこの訴えを受けて、年末の統一カンパ活動で横浜事件へのカンパに取り組んでくださっています。

※お願い
ご不要になりましたノートパソコンがありましたらぜひ事務局へカンパして頂けないでしょうか。お願い致します。

最後に皆様よいお年を！
そして、来年もよろしくお願致します。
(金田)

入会申し込み・会費納入先

〒101-0064 千代田区猿樂町1-4-8
松村ビル
横浜事件再審裁判を支援する会
TEL/FAX 03-3291-8066
<年会費>個人：2000円 団体：5000円
●郵便振替 00130-7-150641
●銀行振込 みずほ銀行九段支店
普通預金口座1478864「横浜事件再審裁判を支援する会」